原子力安全対策ー資料

「原子力規制行政」をめぐる自治体等の全国動向

「地域防災計画」・「防災業務計画」をめぐる動向（2013年1月7日～2月28日）

月日	関係団体	ポイント
1月 7日	内閣府	内閣府は、原子力発電所の事故時に**即時避難が必要な5キロ・メートル圏内の病院などを改修し、避難できない患者や老人が屋内退避して放射線から身を守れる設備を整える**ことを決めた。
	東北電力	東北電力は、原子力発電所事故対策を強化する**防災業務計画の修正案を立地自治体に提**示した。事故発生に備えて**原発の敷地内外に対策拠点を置くことや、半径30キロメートル圏内の自治体に連絡することなどを盛り込んだ**。自治体と協議したうえで防災計画を修正し、3月に原子力規制委員会などに届け出る予定だ。
1月11日	富山県 石川県 北陸電力	北陸電力は、志賀原発の「**原子力事業者防災業務計画**」**の修正案を発表**した。**重大事故が起きた場合の通報先を原発から半径30キロ圏の自治体に拡大するほか、社長が常駐して収束活動を指揮する「原子力施設事態即応センター」を志賀町の原子力本部に設置**し、金沢市の北電石川支店を代替場所とする。
1月12日	規制庁	原子力発電所で事故が起きたときに周辺住民の被ばくを少なくするため、原子力規制庁は、**すぐに避難すべきとされる半径5キロの範囲で、原発に近づかなければ避難できない地域を対象に、学校の体育館や高齢者施設などを屋内退避に使えるよう改修**することにした。
1月18日	岐阜県	岐阜市は、**長野県飯田市と災害時の応援協定**を結んだ、今までの神戸市、奈良市、尼崎市、藤沢市、**富山市に続き六例目。**今回は、天災に加えて**原子力発電所の事故も見据えた内容の協定**にした。
1月19日	京都府	原発事故時に備えた防災計画の策定に取り組んでいる府は、原発事故対策が義務づけられる**「緊急防護措置区域」（UPZ）を大飯原発の半径30キロから同32・5キロに拡大する方針**を決めた。18日に開かれた府防災会議幹事会で明らかにした。
1月20日	全国	原子力発電所の事故に備えて自治体が作る**地域防災計画で、複数の府県にまたがる広域避難の策定作業が難航**している。避難経路や避難先の調整に時間がかかり、法律で定めた**期限の3月に間に合わない公算**が大きくなった。原子力規制庁は関連自治体間の調整を進め、早期の完成を目指す。（アンケート調査から）
1月21日	規制委員会	原子力規制委員会は、原発事故が起きたときに即時に住民を避難させる**放射線被曝線量を毎時500マイクロシーベルトなどとする基準**で合意した。国際原子力機関（IAEA）の毎時1000マイクロシーベルトよりも厳しい基準とした。2月中に原子力災害対策指針に盛り込み、3月末までに関係自治体がつくる防災計画などへ反映させる。
1月24日	青森県	福島第1原発事故を受け、原発からの住民避難などを定めた県地域防災計画原子力編の修正素案がまとまった。原発の災害対策重点区域が8～10キロ圏から30キロ圏に広がったことに伴い、**東北電力東通原発（東通村）では、対象が従来の4市町村28地域から野辺地町を加えた5市町村176地域に拡大。対象人数は5市町村の全住民の7割にあたる約7万3000人（11年度末現在）になった。県は2月中旬にも、この日の修正案を決定する方針。**
1月25日	規制委員会	原子力規制委員会が、**原発事故時の防災計画の策定を進める自治体に示す予定だった計画のモデルケースの作成を断念**した。新たに防災計画を作る自治体は全国で100前後とみられ、モデルを参考にする予定の自治体では作業が混乱し、事故対策への備えが遅れる恐れがある。
1月26日	島根県 鳥取県	島根県は、島根原発の事故を想定した**原子力防災訓練を原発30キロ圏の鳥取県、両県6市と合同**で開いた。福島第1原発事故を踏まえた国の原子力災害対策重点区域の拡大を受け、**住民778人が初めて30キロ圏外へ避難**した。
1月30日	規制委員会	原子力規制委員会は、原発事故発生時の住民の避難基準などを盛り込んだ「原子力災害対策指針」の改定案を公表した。原発**事故の状態の深刻度に合わせて三つに分類したほか、放射線防護策を追加。避難先を決定する参考**になるよう、**放射性物質拡散予測システム「SPEEDI」などの情報を活用**することも盛り込まれた。
	富山県	志賀原発の「関係周辺都道府県」となった富山県は、**被ばく医療機関などへの資機材や、空間放射線量を測定する可搬型のモニタリングポストの整備**を進める。富山県は、交付対象となる原発立地県など24道府県の一つ。
1月31日	石川県	**県議会防災対策特別委員会**で、志賀原発での事故発生時の対応を定め、県に提出した「**原子力事業者防災業務計画**」**修正案や、同原発周辺の断層への評価について議論**した。同社は修正案の中で、事故の際は、社長が現地近くの同社施設へ出向いて直接、指揮を執ると定める。県議からは「社長が東京（など遠方）に滞在中の場合は、間に合わない」と疑問視する声が上がった。
	富山県	氷見市防災会議で、氷見市が「市地域防災計画・原子力災害対策編」の改定案を示した。原子力災害対策指針の改定が遅れているため細部は固まっておらず、対策編がまとまるのは新年度にずれ込む見通しとなった。同市を含む**志賀原発の30キロ圏内を「重点的に対策を充実すべき区域」と定めている。避難などの防護対策を実施する判断材料として、災害の深刻さを原子力施設の状態で評価する「EAL」、放射性物質の拡散状況を表す「OIL」といった指標を導入**する。
2月 6日	愛媛県	愛媛県は、伊方原発で事故が起きた際の対応拠点となる**「オフサイトセンター」を伊方町から西予市に移転**すると発表した。伊方町役場にある同センターは原発から4.5キロメートルと近く、放射性物質に汚染されて使えなくなる可能性がある。このため原発から約24キロメートル離れた西予市内に2015年9月末までに移転する。
2月15日	富山県	安全対策としては、1300万円の国費を投じて志賀原発に近い**氷見市内の公共施設に空間放射線量を測る「簡易サーベイメータ」を100台配備**する。
2月20日	石川県	石川県は、志賀原発の事故時に対策拠点となる**オフサイトセンターを、原発から5キロ弱離れた現在の場所から、さらに4キロ離れた南東約9キロの場所に移転する。2015年9月までに完成**させる。移転先は同町西山台の町有地。
2月21日	石川県	県は、県防災会議の原子力防災対策部会を開き、県地域防災計画の修正案を了承した。北陸電力志賀原発（志賀町）から**半径30キロ圏内にある8市町の住民らの緊急避難先を町会ごとに決めた**ほか、原発事故の際に現地対策本部が置かれる**「県志賀オフサイトセンター」の移転先や、センターが機能不全に陥った際の代替センターの設置場所も決めた**。半径30キロ圏内の緊急時防護措置準備区域（UPZ）に含まれるのは、志賀、七尾、輪島、穴水、中能登、羽咋、宝達志水、かほくの8市町。**避難先をあらかじめ定めておくのは、事故時の住民の混乱を防ぐ狙い**がある。8市町（821町会）の15万1730人（1月1日時点）が、30キロ圏外にある輪島、白山、金沢市など7市町の157施設に避難することとし、町会ごとに避難先の体育館や集会所

裏面もご覧ください。

		などを具体的に定めた。**町会単位で避難先を具体的に定めるのは全国でも珍しい**という。
2月27日	富山県	富山県防災会議が開かれ、志賀原発で事故が発生した際の避難基準などを盛り込んだ県地域防災計画・原子力災害編の改定案をまとめた。改定案は、原発の原子炉の損傷状況などを踏まえて**「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の三段階**に応じた対策をあらかじめ定めておく**緊急時活動レベル（EAL）の概念を導入。また、放射線量などに応じた対策をうたった運用上の介入レベル（OIL）も設けた。**
2月28日	新潟県	新潟県は、原子力規制委員会がまとめた原発の**新安全基準骨子案についての公募意見**に、**「東電福島第1原発事故の検証がない中、新基準が策定されても、原発の安全性を十分に確保できない」など従来の主張**をあらためて意見として提出した。意見は17項目。防災指針について、**住民避難の実情は地元自治体が最も把握しており、実効性を高めるため立地自治体の意見を取り入れる仕組みが必要**などと訴えている。知事は「**原子力災害対策指針の改定案に県の意見が反映されていない項目が多い**。新安全基準にも意見を提出したが、**規制委は真摯に対応するよう強く求める**」と発言。
2月28日	岐阜県	地域防災計画の修正により策定する「原子力災害対策計画」の骨子案を示した。**この中で避難や屋内退避などに備えるUPZ区域の設定案が初めて示され**、揖斐郡揖斐川町（藤橋・坂内地区）の一部を含めた。UPZ案として示したのは敦賀原発から30キロ圏内の地域と坂内川上地区。約80人が居住する川上集落（34キロ）を含めるため、**坂内川上地区全体を設定、最も遠い地点で36．5キロ**となった。UPZ圏外の対策も盛り、**県独自で実施した原発事故時の放射性物質の拡散シミュレーションで被ばく線量が高くなる可能性のある範囲が30キロ圏以遠にも広がったことを踏まえ**、甲状腺等価線量が週50ミリシーベル以上、地面に沈着した放射性物質による外部被ばく線量が年100ミリシーベル以上―になると見込まれた**揖斐川町を含む計25市町内の各地域を、県独自にUPZに準じて対策を強化する地域（対策強化地域）に位置付ける**とした。

「安全協定」をめぐる動向　（2012年12月27日～2月7日）

月日	関係団体	ポイント
12月27日	鹿児島県	30キロ圏内に位置する9市町のうち既に締結している薩摩川内と、20キロ圏に位置するいちき串木野と阿久根の3市を除く6市町が九電と原子力安全協定を結んだ。**事故時の連絡や県の立ち入り調査**への同行などが盛り込まれたが、立地自治体との協定にある原子炉施設など変更時の**事前協議などは入っていない**。この6市町のうち出水市の渋谷俊彦市長は「安全確保について意見を言えるような立場になった」と一定の評価をする。一方、いちき串木野市の田畑誠一市長は「うちは準立地市。薩摩川内市並みの安全協定でなければ市民に申し訳ない」と話す。また、阿久根市の西平良将市長も立地市並みの協定を求めている。
1月 9日	新潟県	柏崎刈羽原発がある新潟県の28市町村が9日、原子力安全協定を東電と結んだ。立地自治体の柏崎市と刈羽村はすでに、より権限の強い協定を東電と締結しており、県内の全30市町村が安全協定を結んだことになった。原発がある道県の**全市町村がこうした協定を電力会社と締結するのは初めて**。 今回の協定で、28市町村は（1）**事故時に原発内で現場確認**する（2）**東電と定期会合を開いて施設の情報**を得る（3）**農林水産物に風評被害が生じた場合に東電が補償**する―などが可能になった。立地自治体や県の協定と違い、**事故時に立ち入り調査をしたり、運転停止を求めたりできる権限はない**。
1月16日	北海道	泊原発の**周辺16市町村は、北海道庁、北海道電と、原発情報を共有する安全確認協定を結んだ**。地域住民の安全確保が狙い。北海道電から自治体に安全対策を説明する連絡会を設置。道庁などによる泊原発の**立ち入り調査に、対象市町村の職員が同行**できる体制にする。協定に加わったのは、後志総合振興局管内の20市町村のうち、小樽市や倶知安町など16市町村。泊原発から30キロ圏外の自治体も含まれる。立地4町村の協定には、原子炉の新増設などの際に北海道電が自治体に**事前了解を求める規定があるが、新たな16市町村の協定には盛り込まれなかった**。
2月 6日	群馬県	県は、隣接県に立地する福島第1、第2原発と柏崎刈羽原発で異常が発生した際の連絡体制について、**東電と覚書を締結**した。原発**異常時の連絡体制について東電が原発立地県以外と覚書を締結**するのは、福島第1原発事故以降、**長野と栃木両県に続き3県目**。覚書では、**放射能漏れや火災などの異常時には県に事故の内容や対策について速やかに報告することや、平常時も定期的に連絡会を開催**することなどを取り決めた。
2月 7日	滋賀県	関西電力は、大津市の県庁で開かれた滋賀県などとの原子力安全協定締結に向けた協議で、**美浜原発の締結先に含まれていない長浜市を新たに対象とする協定案を提示**した。同市や県は持ち帰り、あらためて結論を出す考えを示した。長浜市に提示した協定案では、平常時や異常時の連絡など10項目が盛り込まれた。だが、発電所の建設計画など**重要事項についての事前報告と、職員の現地確認、輸送計画の事前連絡の3項目がなく、滋賀県や高島市に示されている協定案に比べ権限が弱い**。

「活断層」をめぐる動向　（2013年1月16日～3月8日）

月日	関係団体	ポイント
1月16日	規制委員会	大飯原発に活断層があると指摘されている問題で、原子力規制委員会は、有識者による評価会合を開いた。**地層が動いた痕跡の原因が活断層かどうかをめぐり見解が一致せず、結論は出なかった。関電に指示した追加調査をふまえて判断するため、調査が長期化**するのは必至だ。
1月17日	石川県	志賀原発の北約9キロにあり、活断層の疑いが指摘される**「富来川南岸断層」をめぐり、新潟大の名誉教授（地質学）らが、「活断層と考える以外に説明しようがない」とする現地調査結果をまとめ、北陸電に原発を廃炉**とするよう申し入れた。
1月28日	規制委員会	原子力規制委員会は**敦賀原発2号機について安全審査をしない**方針だ。日本原電が活断層を否定する新たな証拠を見つけないかぎり再稼働は難しくなった。一方で**活断層を巡り厳格で素早い判断が目立った規制委は、外部の意見を集めるなど慎重な姿勢**に傾いている。
	滋賀県	原子力規制委員会が、敦賀原発2号機直下の断層が「活断層の可能性が高い」とする報告書案を了承したことについて、**滋賀県知事は、「廃炉にするにはかなりの予算が必要になる。税金を入れる次の手続きのためにも、活断層の上に重要施設をつくってはいけないということをきちんと法制化すべきだ」と述べた**。
2月18日	規制委員会	東通原発の敷地内の断層（破砕帯）について、原子力規制委員会は、**一連の断層を活断層と事実上認定する評価報告書案を取りまとめた**。複数の断層が原子炉建屋の近くを通るため、揺れの想定や耐震性の見直しが必要になる。ただ、**建屋直下を走る別の短い断層に関しては「更なる検討が必要」と追加調査を求め、活断層かどうかの判断を避けた**。東北電力が目標とする**2015年7月の再稼働は遅れる**可能性が高い。
2月28日	福井県	敦賀原発の原子炉建屋直下にある断層について追加調査をしている日本原電は、予定より4カ月ほど遅れ、6月末までかかると発表した。追加調査については、2月末までに報告書をまとめて規制委に提出する予定だった。掘削や資料の分析に時間がかかっているという。
3月8日	福井県	敦賀原発の断層の一種「破砕帯」について、「2号機直下のものは活断層である可能性が高い」との報告書案を作成した原子力規制委員会は、報告書案の検討会合を開いた。**調査団の結論を覆す意見はなく、破砕帯を「活断層」と評価する報告書案がまとまった。廃炉を迫られる見込み**。

※　「原発」に関するニュースをインターネットで検索し、ヒットしたものをまとめたものである。

裏面もご覧ください。